

令和8年度

# 新婚生活を応援します！

(軽米町結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

## 事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯
- ② 対象となる住居が軽米町内にある世帯
- ③ 夫婦双方又は一方の住所が対象となる住居の住所地に住民登録されている世帯
- ④ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が50歳以下の世帯
- ⑤ その他、町が定める要件を満たす世帯

**また、補助を受けるにあたり、所定のセミナー等に参加いただくことが必要です。**

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の購入費、リフォーム費用
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

新居への引越費用

- ③ 引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

上記の新居の住宅費、引越費用等を合わせて、**上限30万円**です。

ただし夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、1世帯あたり**上限が60万円**となります。

更に、**29歳以下の世帯**には、上記とは別に**岩手県から10万円が上乘せ支給**されます。

# 本事業をご利用された方の声

結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和6年9月とりまとめ）から、

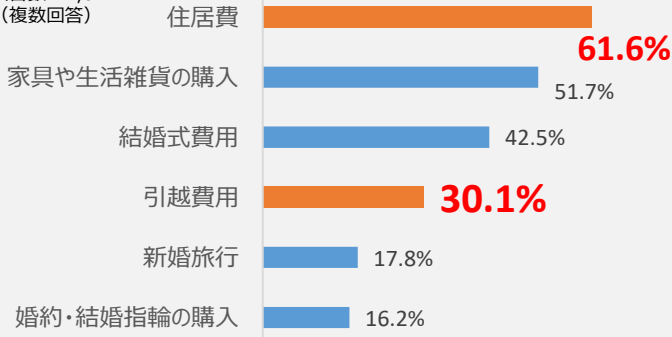
- ① 約6割の方が住居費に不安を感じている
- ② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。



## 結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和6年9月）

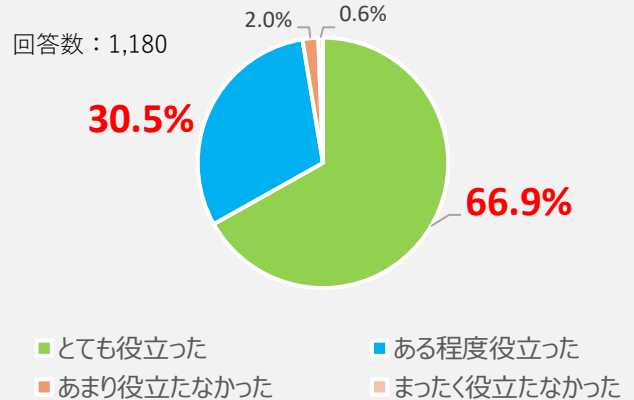
### ① 経済的不安は何を思い浮かべるか

回答数：1,022  
(複数回答)



### ② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか

回答数：1,180



### 【自由記載欄より】

県外からやってきた身なので、地域に応援されている感じが心強かったです。



・子どもがいない世帯にも支援があってとても素晴らしいと思いました。  
・引越で掛かったお金を出産費用に充てることができました。

## 申請方法について

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。
- 制度の概要については、軽米町ホームページ「結婚新生活支援事業」をご覧ください。

お問い合わせ先 軽米町役場 政策推進課  
岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85  
電話番号 0195-46-2115